

番号制度導入に伴う大田区介護保険各種申請手続きについて

平成 28 年 1 月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、申請手続きの際には申請書への「個人番号の記入」と「本人確認の措置（個人番号確認と身元確認）」が必要となります。

つきましては、申請書類に記入された個人番号の確認及び本人確認に必要な「番号確認書類」と「身元確認書類」について下記のとおり整理いたしましたのでご確認ください。

なお、個人番号が記載された申請書の写しを事業所内で保管すること等は、「マイナンバーの収集」にあたる可能性があります。事業所内で保管する場合は個人番号の記載がない状態で写しを取るまたは個人番号を黒塗りするなど、取扱いには十分注意してください。

<申請者が本人の場合> 番号確認書類と身元確認書類が必要です。

■ 「番号確認書類」が【個人番号カード】の場合

「身元確認」も個人番号カードで出来ます。

※郵送の場合は、個人番号カードの表と裏をそれぞれコピーして送ってください。

■ 「番号確認書類」が【通知カード】、【個人番号が記載された住民票の写し】または【個人番号が記載された住民票記載事項証明書】の場合

通知カード等の他に「身元確認」の書類が必要です。

<A群> この中から1つ

運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）、旅券、住民基本台帳カード（写真あり）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、写真付き身分証明書（氏名及び生年月日または住所が記載されているもの。）

<B群> A群の書類を持っていない場合、次の書類の中からふたつ

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険日雇特例被保険者手帳、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金手帳
国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証
児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
写真なし身分証明書、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
住民票の写し、住民票記載事項証明書
源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票）

※郵送の場合、番号確認書類や身元確認書類はコピーを送ってください。

<申請者が代理人の場合>

代理権の確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類が必要です。

■代理権の確認

i) 法定代理人の場合、登記事項証明書が必要です。

※保佐人、補助人の場合、代理権が付与されていることが分かる部分も必要です。

代理権が付与されていない保佐人、補助人の方が申請者になる場合は任意代理人となりますので、ii)を参照してください。

ii) 任意代理人の場合、委任状が必要です。

※委任状の様式例は大田区ホームページに掲載する予定です。

大田区ホームページ→申請書ダウンロード→介護→介護保険各種申請用紙ダウンロード→「番号提供に係る委任状」
上記箇所に掲載予定ですが、変更される可能性があります。

代理権の確認について

ご本人が字を書くことが難しいなどの理由により委任状の提出が困難な場合、代理権の確認書類として、「本人しか持ち得ない書類の提出」を認めています。代理人の方が、ご本人の介護保険被保険者証などの原本を窓口で提示することで、代理権確認とします。

■代理人の身元確認

<A群> この中から1つ

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、住民基本台帳カード（写真あり）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、写真付き身分証明書（氏名及び生年月日または住所が記載されているもの。居宅介護支援専門員証等）

<B群> A群の書類を持っていない場合、次の書類の中からふたつ

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、
介護保険負担割合証、健康保険日雇特例被保険者手帳、
私立学校教職員共済制度の加入者証、年金手帳
国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証
児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
写真なし身分証明書、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
住民票の写し、住民票記載事項証明書
源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票）

■本人の個人番号

個人番号カード、通知カード、個人番号が載っている住民票の写し又は住民票記載事項証明書のいずれかが必要です。

※郵送の場合、番号確認書類や身元確認書類はコピーを送ってください。

<申請者が代理人（法人）の場合>

代理権の確認書類、代理人の身元確認書類、本人の番号確認書類が必要です。

■代理権の確認

i) 法定代理人である場合

登記事項証明書が必要です。

ただし、法人の商号または名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたもの。

※保佐人、補助人の場合、代理権が付与されていることが分かる部分も必要です。

ii) 任意代理人である場合

委任状が必要です。

ただし、法人の商号または名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されたもの。

代理権の確認について

ご本人が字を書くことが難しいなどの理由により委任状の提出が困難な場合、代理権の確認書類として、「本人しか持ち得ない書類の提出」を認めています。代理人の方が、ご本人の被保険者証の原本を窓口で提示することで、代理権確認とします。

■代理人の身元確認書類

実際に申請を行う者と法人との関係を確認するため、次の書類が必要になります。

- ・法人の登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類
- ・代理人（実際に申請を行う者。法人の従業員等。）と法人との関係を証する書類（法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）

■本人の番号確認

個人番号カード、通知カード、氏名・出生年月日・男女の別・住所及び個人番号が記載されている住民票の写し又は住民票記載事項証明書のいずれかが必要です。

※郵送の場合、番号確認書類や身元確認書類はコピーを送ってください。

<使者の場合> 番号確認書類と身元確認書類が必要です。

「使者」とは、申請手続きにおいて本人がすべて書類を記入・作成した申請書を、役所の窓口へ提出を行うだけの人のことです。本人以外が個人番号を記載した書類の作成又は意思決定に関与しているのであれば、その者は代理人（任意・法定代理人）に当たるため、代理人としての措置が必要となります。

なお、「使者」は申請書類を記入・修正することは出来ません。申請書を提出する際は被保険者ごとに封筒の中に入れるなどして、個人番号が見えないような措置を行ってください。

■ 「番号確認書類」が【個人番号カード】の場合

「身元確認」も個人番号カードで出来ます。

■ 「番号確認書類」が【通知カード】、【個人番号が記載された住民票の写し】または【個人番号が記載された住民票記載事項証明書】の場合

通知カード等の他に「身元確認」の書類が必要です。

<A群> この中から1つ

運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る）、旅券、住民基本台帳カード（写真あり）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書、写真付き身分証明書（氏名及び生年月日または住所が記載されているもの。）

<B群> A群の書類を持っていない場合、次の書類の中からふたつ

国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険日雇特例被保険者手帳、私立学校教職員共済制度の加入者証、年金手帳
国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証
児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書
写真なし身分証明書、資格証明書（写真なし）（生活保護受給者証、恩給等の証書等）
国税、地方税、社会保険料、公共料金の領収書
戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）
住民票の写し、住民票記載事項証明書
源泉徴収票（給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票）

※使者による「本人確認の措置」は郵送での申請の場合と同様の手続きをとるため、本人確認のための書類（番号確認書類・身元確認書類）は全てコピーで提出してください。

——申請の際のご注意——

【郵送での申請について】

個人番号の記載された申請書及び個人番号を確認するための書類を郵送でやりとりするときは、普通郵便でも差し支えありませんが、個人情報の記載された書類を郵送するという観点から簡易書留等によることが望ましい場合があります。

また、郵送の場合の本人確認のための書類は全てコピーを提出してください。

【住民票の写しを確認書類とする場合】

個人番号が入った住民票の写しを「個人番号確認書類」として使用する場合、その住民票の写しを「身元確認書類」として使用することは出来ません。

【代理権の授与が困難な場合】

本人が認知症等で意思表示能力が著しく低下しており、代理権の授与が困難である場合等には、申請書に個人番号を書かずに申請書を提出してください。

【事業所の方へ】

介護事業者は、本人から委任された権限の範囲内で個人番号を利用する事務を行っているに過ぎないため、これを超える範囲で個人番号を利用することは認められません。例えば、申請時に視認した個人番号を事業所に記録しておき、それを利用して介護サービス利用者の情報管理を行うことは許されません。

個人番号が記載された申請書等のコピーを事業所等で蓄積することについては、法令上求められているものではありませんが、業務上の必要でコピーを蓄積する場合は、個人番号の記載箇所の黒塗り等での対応により個人番号が蓄積されないように注意してください。